

第4期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会1「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」

日 時 平成29年8月1日(火) 14:30～
場 所 横浜市健康福祉総合センター 小会議室 904

《次 第》

1 開 会 14:30～(1分)

2 議 事

(1) 第4期横浜市地域福祉保健計画と成年後見制度利用促進計画の
一体的策定にかかる分科会の設置について【資料1】 14:31～(5分)

(2) 第1回分科会2の報告【資料2】 14:36～(2分)

(3) 第1回分科会1の意見まとめ【資料3】 14:38～(3分)

(4) 第2回分科会1の進め方【資料3、4】 14:41～(4分)

(5) 実践事例報告【資料5】 14:45～(40分)

- ア 地域に根ざした施設の取組 ～社会福祉法人愛隣会 更生施設民衆館 江森委員～
- イ 企業の営業形態を生かした見守り活動
～横浜市長津田地域ケアプラザ 福嶺委員～
- ウ 地域と社会資源をつなぐ支援機関の役割
～社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 仲丸委員～

(6) 意見交換1 15:25～(15分)

「(実践事例を受けた)多様な主体の連携や協働に必要なこと」

(7) 意見交換2 15:40～(45分)

「地域の助けあいのためにできること」

3 報 告 16:25～

(1) 次回分科会に向けたご説明

4 閉 会 16:30

【資料】

資料1：第4期横浜市地域福祉保健計画と成年後見制度利用促進計画の
一体的策定にかかる分科会の設置について（※当日配布）

資料2：横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会2進捗報告について

資料3：分科会1「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」検討シート
(第1回分科会の意見まとめ、第2回分科会の論点)

資料4：分科会1「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」の進め方

資料5：実践事例報告（※当日配布）

【参考】

参考資料1：データ集（横浜市の状況等）（※当日配布）

参考資料2：アンケート結果（社会福祉法人・企業等向けアンケート結果）（※当日配布）

参考資料3：事例等（社会福祉法人・企業・学校と地域との取組事例等）（※当日配布）

次回日程：平成29年9月21日（木） 14：00～

横浜市健康福祉総合センター 9階 904会議室

分科会1「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」委員名簿

(五十音順 敬称略)

	氏名	所属	分野
1	井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会 理事	障害分野関係者
2	合田 加奈子	前 横浜市男女共同参画推進協会 理事長	社会福祉協議会 (市社会福祉協議会理事)
3	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
4	竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 顧問	高齢分野関係者
5	中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
6	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
7	畑尻 明	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係
8	福松 美代子	横浜市保健活動推進員会 港北区会長	保健活動推進員
9	森本 佳樹	立教大学 名誉教授	学識経験者(福祉)
10	江森 幸久	更生施設民衆館 館長	<臨時委員> 社会福祉法人・施設代表
11	仲丸 等	戸塚区社会福祉協議会事務局長	<臨時委員> 社会福祉協議会 (区社会福祉協議会事務局)
12	福嶺 典子	長津田地域ケアプラザ所長	<臨時委員> 地域ケアプラザ所長

オブザーバー

1	旭区福祉保健課
2	市民局市民活動支援課

第 4 期横浜市地域福祉保健計画と成年後見制度利用促進計画の 一体的策定にかかる分科会の設置について

第 4 期横浜市地域福祉保健計画（以下、「第 4 期市計画」という。）策定にあたり、成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定するため、権利擁護をテーマに検討を行う分科会 3 を設置します。

平成 29 年度 第 1 回横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会で、いただいたご意見を参考に分科会の詳細について以下のように決めました。

今後、委員の皆さまには個別に準備会及び分科会の参加について、ご依頼をさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

テーマ名		分科会 3 権利擁護を必要とする人たちへの支援について
計画検討会で出された意見		・権利擁護の部分については、障害分野でもなかなか進んでいないので、より進めてもらいたい。
主旨		国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市として、成年後見制度を始めとする権利擁護をどのように推進していくか、検討します。
各回の内容及び日程（予定）		実施時期：11 月実施予定 場 所：調整中 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における権利擁護の推進について ・各専門職団体等と連携した、支援者等に向けた制度の普及啓発について ・横浜型の中核機関の在り方について ・法人後見支援事業について ・市民後見人の養成・活動支援の推進について
分科会で目指す成果物		・権利擁護の地域における取組の現状を踏まえ、横浜型の成年後見制度の利用促進に向けた方策を検討し、計画に反映します。
委員構成（案）	策定推進委員会委員	今後、個別にお声かけをさせていただきます。
	臨時委員	区役所・区社協代表
		各専門職団体
		家族会 等
	オブザーバー	庁内関係各課
その他	必要に応じてゲストスピーカー	

<今後のスケジュール>（予定）

9 月 22 日/29 日 権利擁護分科会 準備会

10 月 計画検討会にて分科会報告、開催通知及び資料事前送付

10 月～11 月 権利擁護分科会（第 1 回）（記載内容について検討）

11 月～1 月 第 4 期市計画 素案の検討

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会2進捗報告について

第4期横浜市地域福祉保健計画策定にあたり、特に重点的に取り組むべきテーマについて検討を行うため、分科会を2つ設置しています。分科会2の進捗状況について報告します。

分科会 2	支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える仕組み
主旨	<p>従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。</p> <p>生活困窮等、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立予防に向け、自ら取り組むこと（社会参加、健康づくり）支え合い（見守り、つながりづくり等）や支援機関の役割（あり方）について検討します。</p>
第1回	
日程	6月12日（月）13:30～15:30
検討内容	<p>①分科会2の主旨と進め方の確認</p> <p>②検討課題における国及び横浜市の状況について確認</p> <p>③意見交換「地域で困りごとを抱えている人」について</p>
検討結果	<p>※詳細は、資料2-2を参照</p> <p>○意見交換では、意見交換シートの ABCD それぞれのエリアの事例を多数出してくださいました。その中でも、本人が困っている認識がなく、周りの人にも気づかれにくいものの、何らかの予兆がある時期である「A」エリアの人の事例が多く出ました。A エリアの人は、地域や人とのつながりが希薄である人が多いことも共通点として挙げられました。</p>
第2回に向けて	<p>○BCD エリアの人であっても、A のエリア＝「予兆のある時期」にいた経過があり、全ての事例についても課題が深刻化する前の A エリアの時点で、できるだけ周囲が気づき、支えることが重要になります。そこで、A エリア（予兆のある時期）にいる人に「誰が」、「何を」できるのか、事例を通して具体的に検討していきます。</p>

相談する必要がないと
感じている状況

相談しようか
迷う状況

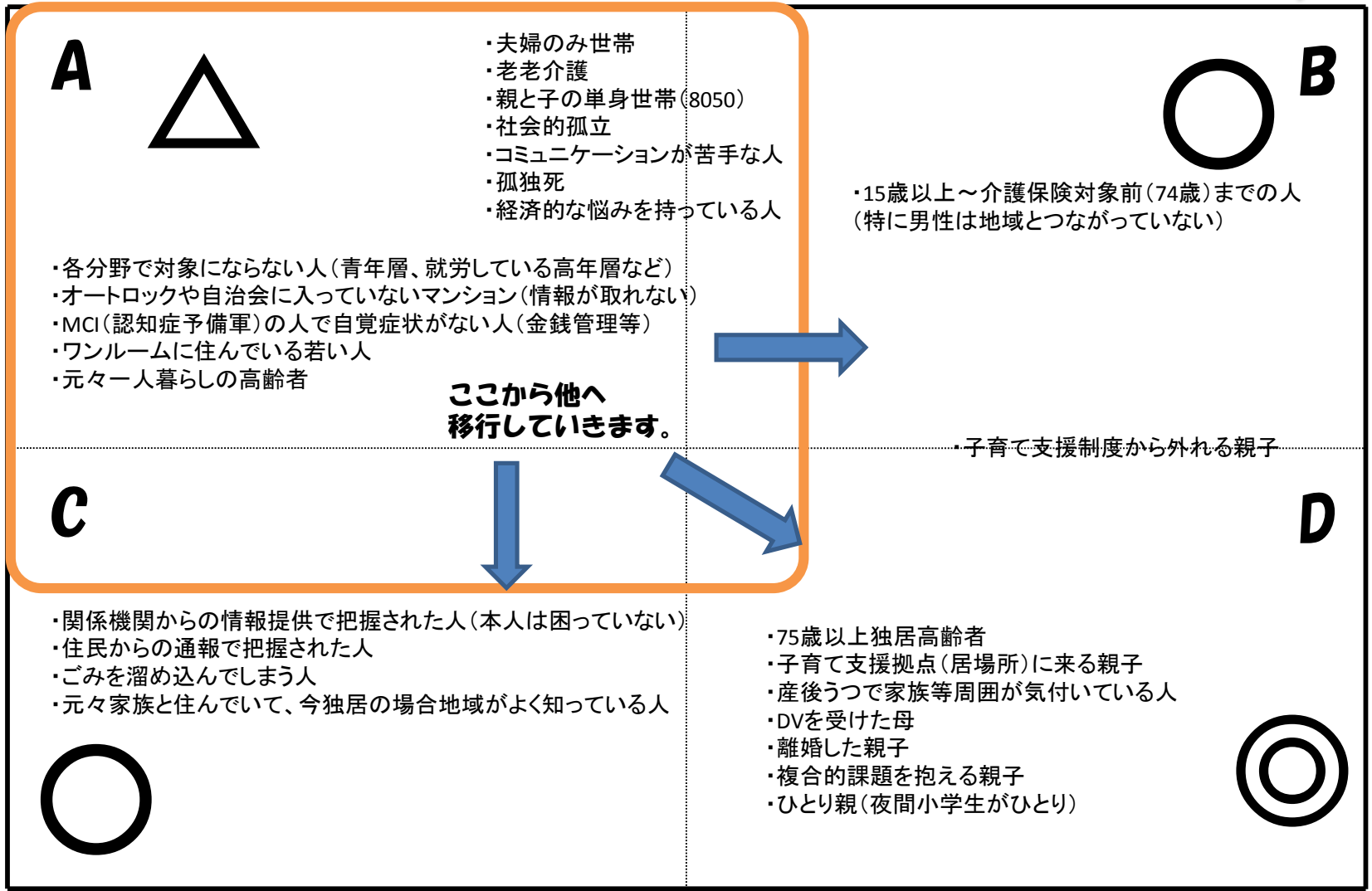
自ら相談をしよう
と思う状況



支援が必要な予兆がある
気づきにくい

支援が必要
気づきやすい

地域の人（周りの人）



対象(参加主体)	第3期計画策定時の課題	第3期計画の内容	取組評価(量的評価はH25比)・課題など	次期計画に伝えていきたいこと、必要な方策	支援機関(区・区社協・ケアプラザ)に期待すること
次世代(小・中学生)	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化、つながりの希薄化による子育て世帯の孤立 近隣が声を掛けづらい状況 学齢期の子のいる世帯の交流の場が少ない 次の担い手としての子育て世代への期待 	[柱3-1-2] ・地域全体で地域の一員として子育て世帯を見守る地域をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援の場・拠点(週3以上開設)は14カ所増加。 子育てサポートシステム会員数、ハマハグ協賛店とも増加。 子育て支援拠点、親と子のつどいの広場事業は市と運営法人、団体が協働で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代ではなく、3世代などより広い世代の交流が大切 小中学生だけでなく、高校生も対象に。 世代間がゆるやかにつながる大切。ゆるやかさが強さになる。 ゆるやかなつながり、しっかりとした協力。 つながる機会などの設定に当たっては、曜日や時間帯など若い人でも参加しやすいようにする。 単発のイベントが悪いのではなく、それを継続していくことでつながりが生まれる。 愛着をもってもらえるような活動(夏祭りや運動会、昔遊び、昔話)を継続的に。 公園の植樹など地域に目をむけるきっかけ意識づけの工夫(仕掛け)が大切。 すぐには結果が出なくても、つながりを持ち続ける工夫を。 学校との協力は不可欠。適切な時期に働きかけて年間のプログラムに入れていけると良い。 福祉教育の一環で施設の説明を学校生徒にしたところ、職員になってくれたという事例も。 小学生を対象としたジュニアボランティアの取組は親にも流れが伝わって啓発にもなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手募集を大々的に行うのではなく、時に偶然とも思わせるような心許せる人との出会いの場を仕掛けていく 施設を含めた多様な主体と地域ニーズを結び付けていくことが役割 好事例を伝えて意識づけや動機づけを図ることも必要
	<ul style="list-style-type: none"> 子どものころから地域の愛着を育む 地域のつながりの大切さを実感できる取組が必要 	[柱3-1-4] ・つながりづくり・地域理解の重要性と地域への愛着の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 計画の趣旨を踏まえて福祉教育の大切な考え方をまとめ福祉教育事業方針、事例集をとりまとめた。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな担い手を広げるためには、学校と地域とのつながりを糸口として地域人材の開拓などを進める必要がある。 ライフステージに応じた子どもと地域のつながりづくりを進める取組の検討なども必要。 	[柱3-1-5] ・子どもと地域のつながりを深めるための学校・子育て支援関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域理解啓発は344回実施 17区で地域・学校連携の取組を実施 地域防災訓練への参加校は34校増加 学校・地域コーディネーターが地域との橋渡しをしてボランティア参加を推進。 [課題] ○地域のイベントに単発で参加することが多く、地域福祉活動へ結びつけるのが課題。 ○不登校、ひきこもりなど多様化する生活課題をかかえる人への取組は多くない。		
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命が延び、趣味を楽しんだり、70歳くらいまで働きたい高齢者が増えている。 	[柱3-3-1] ・高齢者の幅広い参加を促すための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 活性化行動計画を作成しているが、老人クラブの会員数は微減。 元気づくりステーションはグループ数増加(93増) 9区では男性を主な対象とした取組が展開。 [課題]高齢者の孤立・ひきこもりを防ぐためにも身近な地域で高齢者の集まる機会を増やすことが大切。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者にも世代がある。その世代に合わせた働きかけが必要。 健康づくりはシニアにも関心が高く、気軽に参加できる。参加を通じて関係をつくり、次の担い手につなげている。 ウォーキングポイント事業のようにお楽しみ企画があってもよい。 料理教室をきっかけに集まった人たちが、施設事業(子どもへの食事(カレー)の無料提供)の担い手として活躍している事例もある。 ⇒難しく考えず、設定を低くして気軽なところから。 プライドをくすぐるような仕掛けを。 ⇒過去の役職で呼んでみる。 コーヒーや音楽など気軽なものや場が人を惹きつける。 シニアのエネルギーを軌道に乗せていく工夫。 消極的にしか参加できない人もいる。その人にあった参加プログラムを。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手募集を大々的に行うのではなく、時に偶然とも思わせるような心許せる人との出会いの場を仕掛けていく 施設を含めた多様な主体と地域ニーズを結び付けていくことが役割 好事例を伝えて意識づけや動機づけを図ることも必要
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手不足に対し、豊富な知識や経験を持つ高齢者の参加が特に求められている。 	[柱3-3-2] ・高齢者の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番作りによる地域活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 「生きがい就労支援スポット」の開設などシニアパワーが発揮できる仕組づくりを進めた。 老人福祉センター利用者は約8%増。多世代交流を促進する取組など、より柔軟な取組が進められている。 		

対象(参加主体)	第3期計画策定時の課題	第3期計画の内容	取組評価(量的評価はH25比)・課題など	次期計画に伝えていきたいこと、必要な方策	支援機関(区・区社協・ケアプラザ)に期待すること
<p>当事者(暮らしにくさを感じている本人)</p>	<p>・施設のバリアフリー化(ハード面)の一方、利用するためのマナー(ソフト面)を向上させる取組が必要。</p>	<p>[柱3-2-1] ・ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづくり」</p>	<p>・各区で地域ケアプラザや教育機関、企業等との連携により福祉教育の取組を進めた。 ・講師役では、障害当事者や地域住民が担うなど身近なつながりを意識して取組んだ。 [課題]地域課題の解決につながるよう、行動につながるための働きかけ(地域の愛着醸成など)が大切。</p>	<p>・支援を必要とする人でも支えることができるということを伝えられるとよい。 ・消極的にしか参加できない人もいる。その人にあつた参加プログラムを。 ・当事者を特別の存在として見られてしまったりすると疎外感を感じてしまう。 ・当事者を分かって、分け隔てなく接してあげればよい。一緒の場にいさせてもらえれば大丈夫。</p>	<p>・担い手募集を大々的に行うのではなく、時に偶然とも思わせるような心許せる人との出会いの場を仕掛けていく</p>
	<p>・当事者が感じている生活課題を共有しづらい状況がある。 ・真の理解とは、ありのままの存在として認め、自然に声かけや手助けができること ・社会参加への負担の軽減などにより、社会参加をさらに促進していくことが必要。</p>	<p>[柱3-2-2] ・多様性理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進</p>	<p>・青少年、障害関連の取組は従来のものを継続。 ・生活困窮者自立支援法関連事業は必須・任意を含めすべての事業を実施。中間就労の場としても14カ所を認定するなど中間就労の場を拡大。 [課題] ○就労による社会参加を含め、当事者の参加を促進する取組が必要。 ○移動情報センターは3区増。相談数も増加。ボランティア育成も進んだ。 ○新たな移動支援の創出には至らず。</p>	<p>・地域のイベントに来てもらうことでも、最初は全て分かり合えないかもしれないが、同じ場面の共有を継続していくことが大切。 ・(活動で関わっている中では)小学生の子どもたちに多様性を伝えていきたいと考えているLGBTの若者たちもいる。 ・ひきこもりは母親の抱え込みだったりする事例も。伴走型の支援をしたいが手を出せないことも。</p>	<p>・施設を含めた多様な主体と地域ニーズを結び付けていくことが役割 ・好事例を伝えて意識づけや動機づけを図ることも必要</p>
<p>あらゆる市民</p>	<p>・様々な人たちが地域福祉保健に関心をもってもらう必要がある。 ・伝える対象や層を意識した伝え方の工夫が大切 ・事業者の理解促進に向けたPRも必要</p>	<p>[柱3-1-1] ・幅広い市民に向けた地域福祉保健計画のPR</p>	<p>・計画PRは439回増加。 ・小学生向けリーフレットなど特徴的な取組も増えている。 [課題] ○若い世代や男性、外国籍市民等、これまで地域活動とは縁がなかった住民への周知が必要。</p>	<p>・図書館などの社会資源を利用して居場所にてできるとよい。そこで小学生くらいの基礎学力をつけるためのサポートをシニアが担うようなことができるとつながりや支援にも発展する。</p>	<p>・担い手募集を大々的に行うのではなく、時に偶然とも思わせるような心許せる人との出会いの場を仕掛けていく</p>
	<p>・文化・スポーツ・健康づくりなど、まずは「自分のため」から地域活動に参加することも大切</p>	<p>[柱3-1-3] ・文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとしたつながりづくり</p>	<p>・地域活動参加へのきっかけとなる講座は71回増加し、活動参加の機会は増加。 ・「つながりde健康づくり」リーフレットなど啓発活動を実施。</p>	<p>・15区で各世代への啓発や取組(当事者が企画から出展まで関わるイベントなど)を実施。 [課題] ○地域から孤立しがちな人は福祉的視点での支援を必要としている等、理解促進と意識改革に向けた取り組みが求められる。</p>	<p>・施設を含めた多様な主体と地域ニーズを結び付けていくことが役割 ・好事例を伝えて意識づけや動機づけを図ることも必要</p>
	<p>・地域福祉保健の課題は各世代に存在しており、それを明らかにして対応する支援策が必要 ・当事者が課題を捉えて発信し、自ら取り組んでいく風土づくりも大切</p>	<p>[柱3-1-6] ・各世代が抱える課題当事者である世代自身が関心を高めていく</p>	<p>・15区で各世代への啓発や取組(当事者が企画から出展まで関わるイベントなど)を実施。 [課題] ○地域から孤立しがちな人は福祉的視点での支援を必要としている等、理解促進と意識改革に向けた取り組みが求められる。</p>	<p>・15区で各世代への啓発や取組(当事者が企画から出展まで関わるイベントなど)を実施。 [課題] ○地域から孤立しがちな人は福祉的視点での支援を必要としている等、理解促進と意識改革に向けた取り組みが求められる。</p>	<p>・施設を含めた多様な主体と地域ニーズを結び付けていくことが役割 ・好事例を伝えて意識づけや動機づけを図ることも必要</p>

対象(参加主体)	第3期計画策定時の課題	第3期計画の内容	取組評価(量的評価はH25比)・課題など	次期計画に伝えていきたいこと、必要な方策	支援機関(区・区社協・ケアプラザ)に期待すること
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域と施設が連携した取組や地域と関わりながら活動する施設が増えている。 施設自体が地域によく知られていない現状もある。 地域の強みを活かして住民と協働することで地域福祉保健活動をさらに推進できる。 	[柱3-4-5] ・地域の福祉施設と協働した地域福祉保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全区で地域と福祉施設が連携した取組が実施されている。 先行区では、法人と地域団体との連絡会を設けるなど相互理解へ向けた取組が進められている。 [課題] ○今後は「ちょっとした困りごとに応じられる仕組みを身近な地域で生み出していくことが必要。」 ○地域と法人をつなぐだけでなく、地域のニーズや施設のポテンシャルを施設側も考えて活動できるように支援したい。 ○法改正は法人本部の関心は高いが、現場レベルの職員まで浸透していない。 	<p>第2回、第3回 分科会</p> <p>(1)論点 「支えあいの地域づくりへ向けた法人・施設、企業等への期待」</p> <p>(2)検討の視点 生活課題・地域課題への対応に係る住民・住民組織と施設、企業等、支援機関の役割はどのようなものか。</p> <p>(3)ご意見をいただきたいこと (連携・協働事例、法人・企業向けアンケート結果を踏まえて…)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域として施設等に期待する役割はどのようなものか。 ○施設等側として地域にある施設の役割をどのように考えているか。 ○連携・協働を進めていくには何が必要か。 ○地域の助けあい(生活支援)に対して相互に何ができるか。 ○次期計画で伝えていきたい内容 ○支援機関に期待すること(役割や支援内容)は何か。 	
企業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉問題が複雑多様化する中、その解決のために地域の力に加えて企業等との協働を進めていくことが求められている。 高齢者の見守りなど地域課題の解決へ向けた協働が進んでいる。 生活困窮者等の自立へ向けた中間就労の場としても期待。 	[柱3-4-3] ・企業とのパートナーシップによる課題解決へ向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 15区で地元企業(商店など)と連携した取組が実施されている。 企業と連携した見守り事業などの取組が進められている。 企業と地域をつなぐマッチングシステム「ジョイントよこはま」の運用を開始。 [課題]企業・事業者と地域・区・区社協との連携事例は単発実施の割合が高く、継続性・一貫性が求められる。今後は「ちょっとした困りごとに応じられる仕組みを身近な地域で生み出していくことが必要。」 		
NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> 地縁組織とNPO法人等、それぞれの長所を活かして連携することにより、福祉保健課題に対応する新しい取組が期待できる 	[柱3-4-6] ・NPO法人等と地縁組織との連携による地域福祉保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 13区でNPO法人等と地域組織が連携(生活困窮を食で支援する取組など)している。 [課題] ○今後は「ちょっとした困りごとに応じられる仕組みを身近な地域で生み出していくことが必要。」 ○地縁組織とテーマ型をつなぐ人が必要。 		
学校					

分科会 1 「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」の進め方

1 論点

「支えあいの地域づくりへ向けた施設・企業等への期待」

【検討のポイント】

第3期まで取組を進めてきた関係構築や連携を一步進め、その先にある「一緒に活動して地域をつくる、個人の生活をサポートする」視点で何ができるのか。

- 住民・住民組織（地域）と施設・企業・NPO・学校など（地域にある様々な主体）のそれぞれが取り組めることや役割
- 支えあいの地域づくりへ向けた、つながりや協働の関係をつくる方策、支援機関の役割

2 ご意見をいただきたいこと

（1）「多様な主体の連携や協働に必要なこと」

事例をお聞きいただいた上で、地域の中で住民・住民組織と地域にある社会資源が連携・協働するためのポイントはどのようなことがありますか。

それぞれの委員の皆さまの立場や、実践経験からご意見をいただきます。

（2）「地域の助けあいのためにできること」

第4期計画では、地域にある主体が連携して「助け合い」や「地域課題・生活課題の解決」に向けて取り組んでいくことを重点取組としていく予定です。

今後、地域で連携した助け合いを広げていくために、できることはどのようなことですか。

例えば…地域住民の困りごとを支えるために

ア 地域（住民・住民組織）として、どういうことなら取り組めますか

（住民ならではの、取り組めること）

イ 施設、企業、NPO、学校等として、どういうことなら取り組めますか

（施設の機能やつながりを生かして取り組めること）

ウ 地域と社会資源が連携し、その取組を効果的なものとするために必要なことはどのようなことですか

（市民局アンケート結果などを参考に…）

横浜市地域福祉保健計画：分科会 1 資料

「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」

実践事例報告

- 企業の営業形態を生かした見守り活動 1
横浜市長津田地域ケアプラザ 福嶺委員

- 地域に根ざした施設の取組 14
社会福祉法人 愛隣会 更生施設民衆館 江森委員

- 地域と社会資源をつなぐ支援機関の役割 17
社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会 仲丸委員

『企業と業務形態を活かした見守り活動』 ～新聞販売店との見守り協定関連～

平成 29 年 8 月 1 日
横浜市長津田地域ケアプラザ
福嶺 典子

1 【目的】

新聞販売店と長津田自治連合会・地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会が協働し、長津田地区における認知症などの要援護者等の見守り活動を推進する。

2 【経緯】

(1) 平成 26 年6月

読売センター長津田の所長より、「神奈川区で先行的に実施されているような地区における見守りに協力したいがどうしたらいいか」と相談あり。地域ケアプラザが窓口となり見守りのイメージや読売センター長津田の配達状況や他紙とも連携を通して見守りに協力できる等、情報交換を行った。

ア 販売店としての見守り協力希望の動機

- ・販売店は決まったエリア(1エリアで約 15,000 世帯、普及率は2割)内で営業する。その中でいかに人間関係を作るかが重要。これまでは読者との関係だったのが、今後は広く地域との関係づくりが大切となってきた。
- ・新聞を支えているのは高齢の読者のため、その方たちのためにも地域でどういうことができるかを考えている。
- ・営業の中で意図せずクレームにつながることも多い。民生委員等の地域の方たちに誤解されないよう、地域の方との窓口を作っていきたい。

イ 見守りの具体的な事例

- ・お風呂で倒れていた人を助けた配達員もあり、外から気づいて支援できることがある。
- ・見守り活動をして4件を CP 等に報告し、3件が亡くなっていた。
- ・3日間新聞がたまった方を警察に通報したら亡くなっており、もっと早く見つけられなかったかと思った。

ウ 自分たちにできること

- ・毎日同じ道を配達しているので、できることがある(不審人物や徘徊等の発見)。
- ・毎日同じ人を訪問するので、新聞がたまっていることで異常に気付くことができる

(2) 平成 26 年7月

読売センター長津田所長・ASA 長津田所長と長津田自治連合会・長津田地区民生委員児童委員協議会・長津田地区社会福祉協議会の方とで意見交換を行い、見守り活動に協力いただく方針で合意した。

- (3) 長津田地区は、平成 26 年度より「地域の見守りネットワーク構築支援事業」の助成を受け、「向こう三軒両隣ともに支え合うまちづくり運営委員会」通称「長津田ささえあいネット」(長津田自治連合会・地区社会福祉協議会・地区民生児童委員協議会)が「福祉のまち長津田」を目標に活動があった。【資料1】

3 【平成 26 年 10 月協定締結】

平成 26 年度は、長津田地区の新聞4社の販売店と長津田自治連合会・地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会が地域の見守り活動の協定を締結。

「新聞受けに新聞がたまっている」「料金支払い時に訪問すると様子がおかしい」など異変に気付いた際、連絡方法をあらかじめ決め、共有するほか、定期的に会合を持ちながら情報交換を行うことを明記しており、長津田地域ケアプラザとも連携して見守り活動を進めていくことになる。



▲協定締結時の様子



▲長津田ささえあいネット
ステッカー



▲活動のフロー図【資料2】

4 【平成 27 年度の取組】

(1) 意見交換会の実施

平成 27 年度は、新聞販売店と意見交換会（平成 27 年 8 月、平成 28 年 2 月実施）を行った。

その中で、「通報すべきかどうか判断するのが難しい。どのように対応すれば良いか、学ぶ機会を作ってほしい。」との要望があった。



▲「長津田ささえあいネット」のステッカーを貼った新聞販売店バイクの様子



▲意見交換会の様子【資料3】

(2) 通報事例

平成 27 年 12 月には、本協定に基づいた初めての通報があり、新聞販売店と長津田地域ケアプラザ、各会長、該当地区の自治会長・民生委員児童委員などがスムーズに情報を共有し、訪問等の対応を行った。その結果、本人が旅行中であったことが判明し、無事が確認できた。この件では、ネットワークの重要性をあらためて再確認することになった。

5【平成 28 年度の取組】

平成 28 年度には、協定の相手先である長津田地区の新聞販売店だけでなく、緑区内の新聞販売店を対象に日常的に地域を巡回する機会のある新聞販売員の方々約 50 人を対象に、高齢者や子育て中の世帯などに異変を感じた際の対応方法などを学んでいただく「見守り・気づき研修」を実施し、孤独死や認知症による徘徊、虐待などのケースの予兆を把握するとともに早期発見に結び付けた。【資料 4】

さらに、新聞販売店以外の事業者（商店街・介護保険事業所等）の協力をどう取り入れるかを検討し見守り活動の担い手の拡大を目標に介護保険事業所を対象とした「長津田ささえあいネット」への説明会を実施、結果 22 事業所が登録。協力事業者との連携を深めながら、長津田地区の見守り活動全体の促進が課題となった。

6【平成 29 年度の取組】

新聞販売店を含む介護保険事業所等、協力事業者（28 事業者）の「長津田ささえあいネット」における具体的な 3 つの取り組みが開始

- (1) 「長津田ささえあいネット」の周知
- (2) 今から知っておこう！「介護保険シリーズ講座」 1 年を通して
- (3) 徘徊模擬訓練の実施

7【緑区での新聞販売店との協定締結状況】

- (1) 長津田地区 （平成 26 年 10 月～）
- (2) 東本郷地区 （平成 27 年 3 月～）
- (3) 山下地区 （平成 27 年 8 月～）
- (4) 三保地区 （平成 28 年 9 月～）
- (5) 新治中部地区 （平成 29 年秋頃を予定）

8【まとめ】

- (1) 企業にとって（新聞販売店）
 - ・地域とのつながりができた。
 - ・新聞配達員が異変に気付いた時の連絡方法が明確になり、スムーズに動ける。
 - ・研修を通して、地域での見守り・気づきのポイントや認知症の理解、虐待などについて学ぶことができた。
- (2) 地域にとって
 - ・高齢化が進む中、自治連合会だけでは対応できないことがある。
 - ・新聞販売店の皆さんは 1 日 2 回も地域を回っているので、どの家のこともよく知っている。
 - ・地域にとって頼りになる存在。
- (3) 地域ケアプラザにとって
 - ・地域ケアプラザは、地域の生活課題や地域課題を把握し解決するため、最も地域の方の身近な存在でありたい。この新聞販売店との見守り協定を通し、地域の皆さまとともに取り組んできた「長津田ささえあいネット」が大きく前進し、また、他の協力事業者の拡大につながった。
 - ・高齢者のみではなく、誰もが支え合い、支えられる、お互い様の関係づくりが今後の課題と地域の皆さまと認識できた。

長津田地区 向こう三軒両隣り
共に支え合うまちづくり運営委員会

長津田ささえあいネット
～向こう三軒両隣り～
ともにささえあう街へ

長津田自治連合会 研修会
平成29年5月28日(日)
横浜市長津田地域ケアプラザ

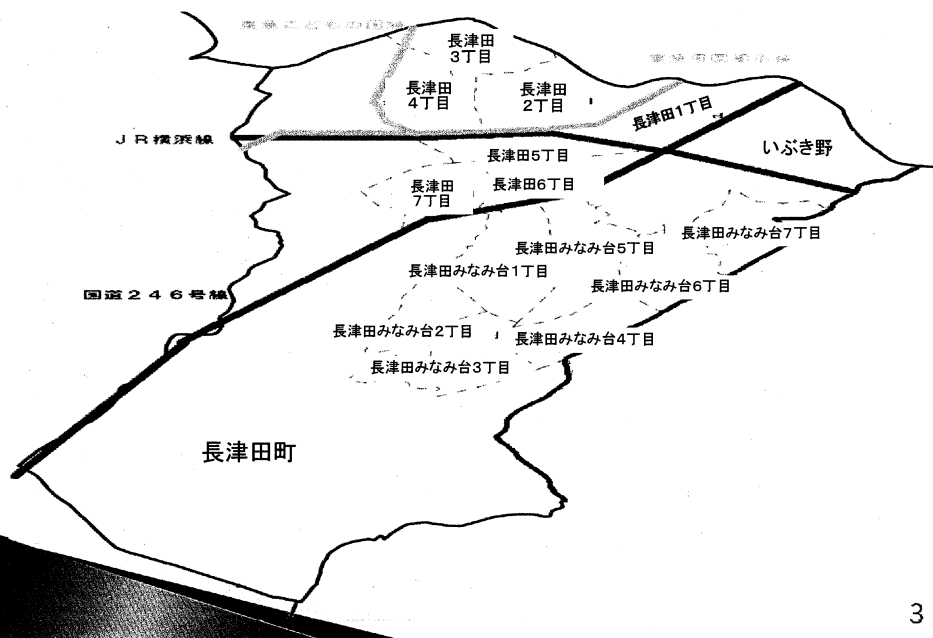
1

本日の内容

- 1 長津田地区について
- 2 長津田ささえあいネットについて
 - (1)きっかけ
 - (2)目的
 - (3)体制
 - (4)今までの取組み
 - (5)今後に向けて
- 3 おわりに

2

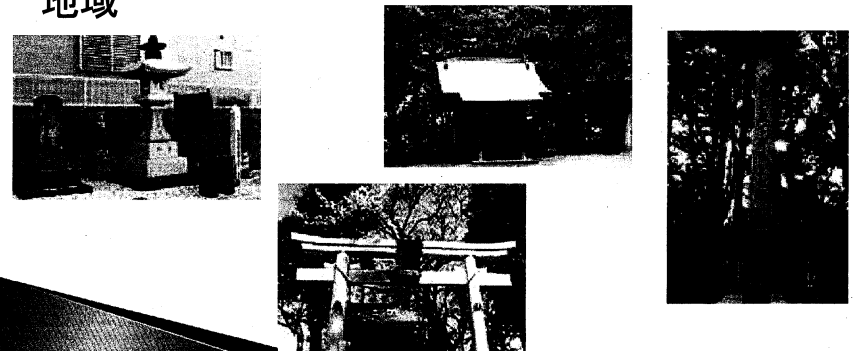
1 長津田地区について



3

1 長津田地区について

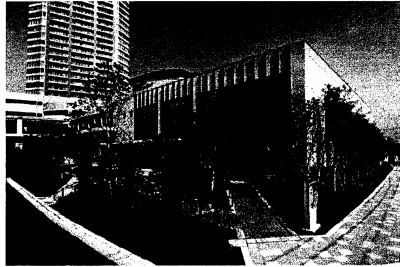
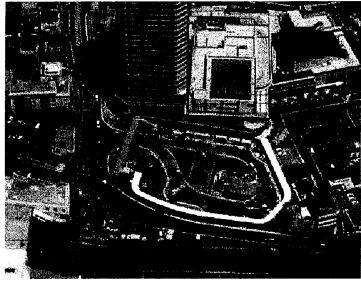
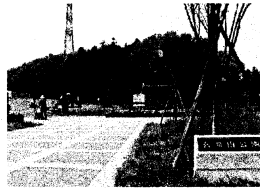
- ▶ 緑区の最西端・最北端に位置する、区境、市境の地域
- ▶ 「長津田十景」など史跡が点在する、歴史が深い地域



4

1 長津田地区について

- ▶ 長津田みなみ台などの開発
- ▶ 長津田駅周辺の再開発、整備



1 長津田地区について

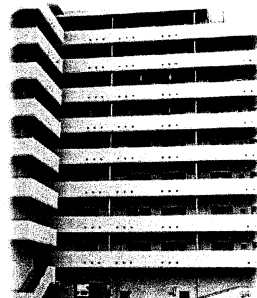
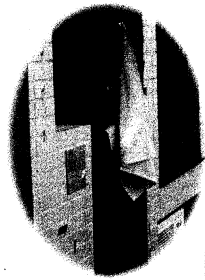
- ▶ 人口、世帯数とも緑区最大規模の地区

人口 39,470人
高齢化率 18,58%
(緑区平均22,58%)

※平成28年9月末現在

1 長津田地区について

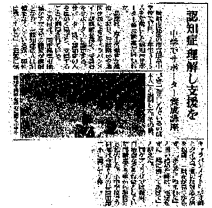
- ▶ 「向こう三軒両隣り」による助けあいの必要性
- ・「防災ささえあいカード」の活用
- ・「黄色いバンダナ」の取組み



「黄色いバンダナ」掲出訓練

1 長津田地区について

- ▶ 「福祉の街 長津田」を目指して
- ・認知症啓発講演会
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症予防も兼ねた「健康麻雀」



2 長津田ささえあいネットについて

- (1) きっかけ
- (2) 目的
- (3) 体制
- (4) 今までの取り組み
- (5) 今後に向けて



9

(1) きっかけ

- ▶ ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症の方の増加が予想される
- ▶ 地域全体での、日常的な見守りの必要性



平成26年度～

長津田ささえあいネットの構築

10

(2) 目的

- ▶ 高齢者や障がい者、子育て中の親子などが孤立せず、
- ▶ 安心して生活ができるよう、日常的な「見守り」を行うネットワークです。
- ▶ 自治会をはじめとした地域の皆さんや協力事業者などと、地域ケアプラザ・区役所・区社協などが連携して、地域全体でのゆるやかな「見守り」活動を進めていきます。

11

(3) 体制



12

(4) 今までの取組み(平成26年度)

- ▶ 平成26年10月 新聞販売店4社と見守り活動開始
長津田自治連合会、長津田地区社会福祉協議会、
長津田地区民生委員児童委員協議会とが
見守り協定締結

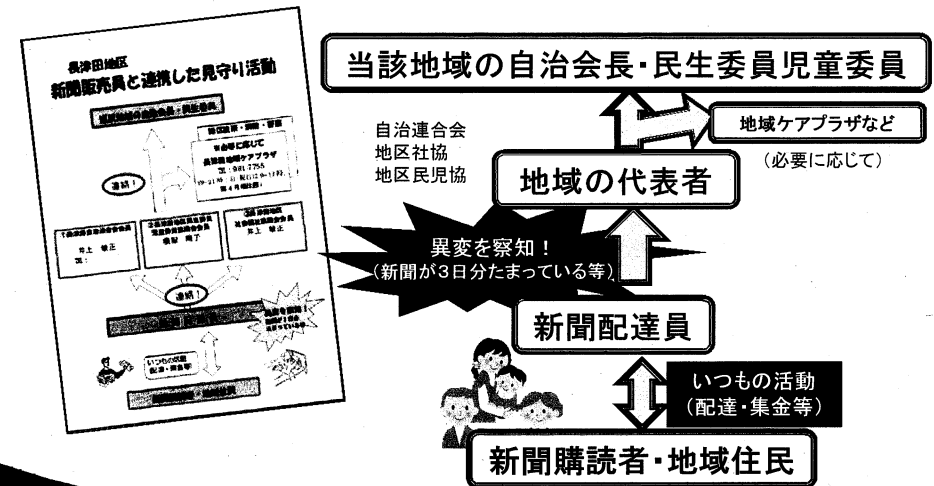


新聞配達員の目活用に
見守り活動で協定

長津田地区
新聞販売員と連携した見守り活動

新聞配達員は、毎朝、早朝から深夜まで、地域を走り回り、新聞を配達する。この活動を通じて、地域住民の安全や福祉に関心をもち、見守り活動に協力する。新聞販売店4社と見守り協定を締結し、見守り活動を開始した。

(4) 今までの取組み(平成26年度)



(4) 今までの取組み(平成26年度)

< 地域の見守りネットワーク構築に向けて >

さらに協力事業者を増やすために...

「地域と事業者の連携による見守り事業実施要綱」制定

長津田地区の事業者の皆さん!
「地域の見守り」に参加しませんか?

地域の見守り活動は、地域住民の安全や福祉に関心をもち、見守り活動に協力する。新聞販売店4社と見守り協定を締結し、見守り活動を開始した。

(4) 今までの取組み(平成27年度)

- ▶ 地域ケア会議(平成28年2月)
地域の方々と介護保険事業所の情報交換
・目的: 地域の見守り活動の充実

- ▶ 出された意見(抜粋)
・異変を感じてもどこに言えばいいかわからない
・地域と介護保険事業所とで会議ができればいい
・介護保険事業所も見守り活動に参加したい



(4) 今までの取組み(平成28年度)

▶ 介護保険事業所向け登録説明会(平成28年11月)

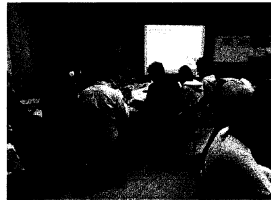
・目的:見守り活動の担い手拡大

▶ 出された意見(抜粋)

・介護保険に関することを地域の方達に伝える機会を通じて、地域とつながりが持たい

・ささえあいネットの活動を住民に知ってもらいたい

・認知症の方だけでなく、子どもたちなども含めて、普段からの見守りを心がけたい



17

登録説明会を機に

22か所の介護保険事業所が
長津田ささえあいネットに登録!

18

見守り協力事業者(介護保険事業所)

グループホームまっとう

コスモス長津田

ささゆりケアプラン

シニアサロンデュランタ

新緑訪問看護ステーション長津田

タツミ訪問看護ステーション長津田

田園都市ケア・プラザ長津田

長田整形外科

ハーツエイコー

横浜田園都市病院

リハテラス長津田

高住研キヨタ横浜店

こだまケアサービス

ささゆりホームヘルプ

ジャパンケア横浜長津田

セントケア横浜緑

デイサービス桜花乃郷 長津田の家

特別養護老人ホームみずほ

長津田厚生総合病院訪問看護ステーション

横浜市長津田地域ケアプラザ

ライフプラザ新緑

wakuwakuファミリーGENKI長津田

(五十音順)

19

(4) 今までの取組み(平成28年度)

▶ 長津田地区見守りネットワーク

『長津田ささえあいネット』協力事業者意見交換会
(平成29年3月)

目的:今後の見守り活動に関する具体的な取組の
検討

▶ 検討内容

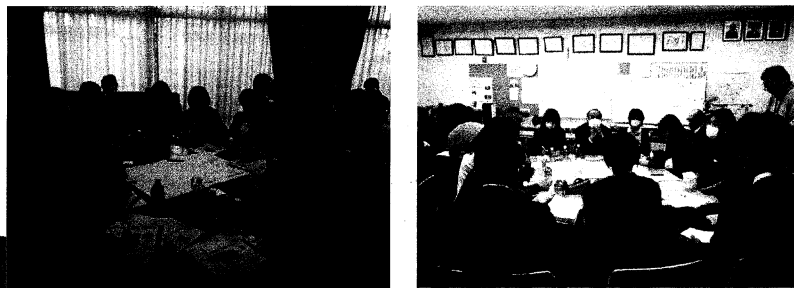
- (1)「カフェみなみ」等での、登録事業所による地域住民対象の介護保険講座の実施について
- (2)ささえあいネットの地域住民への周知について
- (3)徘徊模擬訓練の実施について

20

(4) 今までの取組み(平成28年度)

▶ 出された意見(抜粋)

- ・認知症で徘徊している方に、より多くの方が気づき、声かけなどできるよう事前の研修会が必要
- ・今後もこのような話し合いの場を設けることで、地域への情報発信が進んでいくのではないか



21

(4) 今までの取組み(平成28年度)

▶ 検討結果

- (1)介護保険事業所に協力していただき、各地域の実情にあわせて、地域住民向けの介護保険講座の実施を検討していく
- (2)ささえあいネットの周知について、講演会等の機会を活用するなど、実現可能なことを整理する
- (3)徘徊模擬訓練については、商店街にご協力いただき、実施に向けて検討していく

22

(5) 今後に向けて

▶ 住みやすい街 長津田の実現をめざして



23

3 おわりに

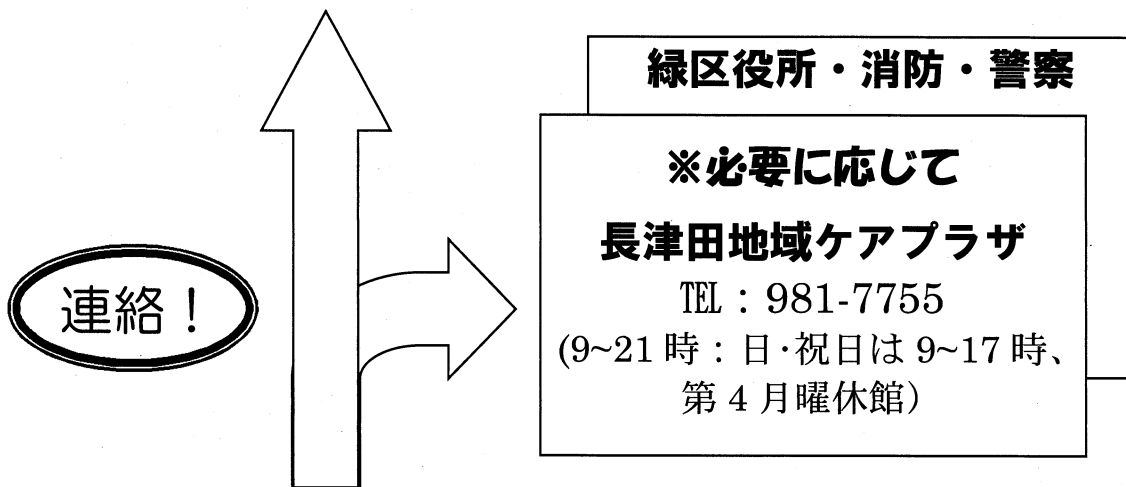


24

長津田地区

新聞販売員と連携した見守り活動

当該地域の自治会長・民生委員




①長津田自治連合会会長




09

②長津田地区民生委員
児童委員協議会会長

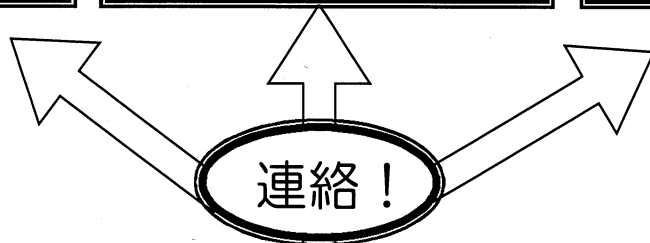


09

③長津田地区
社会福祉協議会会長



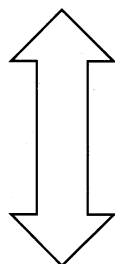
09



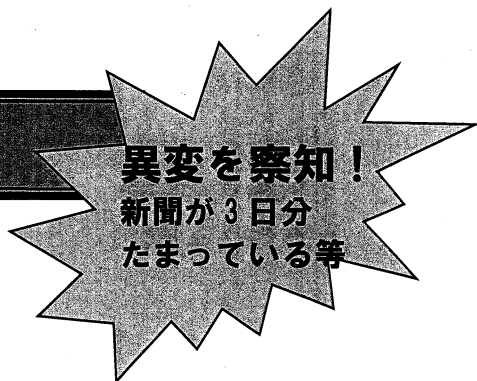
新聞配達員



いつもの活動
(配達・集金等)



新聞購読者・地域住民



毎月 第二日曜 発行

読売新聞とともにお届け！
読売センター長津田の
ミニコミュニティ誌

2016
10月
vol.28



あかね通信

発行/読売センター長津田 yfc 長津田支部
発行人/吉江 清光

〒227-0065 青葉区恩田町 1053
TEL.045-983-9805 FAX.045-981-0140

認知症になっても安心して暮らせる街へ

緑区の新聞販売店のスタッフらが、

「認知症サポーター養成講座」を受講し、サポーターに認定されました！

認定されたスタッフは、
新聞配達の際に認知症の
高齢者らの見守り活動に
協力するのよ。
あかねも受講してきたわ♪



「認知症サポーター」とは？

厚労省は、地域ぐるみの日常的な見守りの実践が、認知症高齢者の徘徊による事故防止に繋がると、認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする「認知症サポーター」の養成を実施。サポーターに認定されると、オレンジリングが渡される。海外からも評価されている取組みだ。

講師役の「キャラバンメイト」の皆さんを囲んで、オレンジリングをかかげる「認知症サポーター」の皆さん



安心・安全な
長津田へ向けて
頑張るわ♪

さあ！
配達しながら、
見守るわよ〜



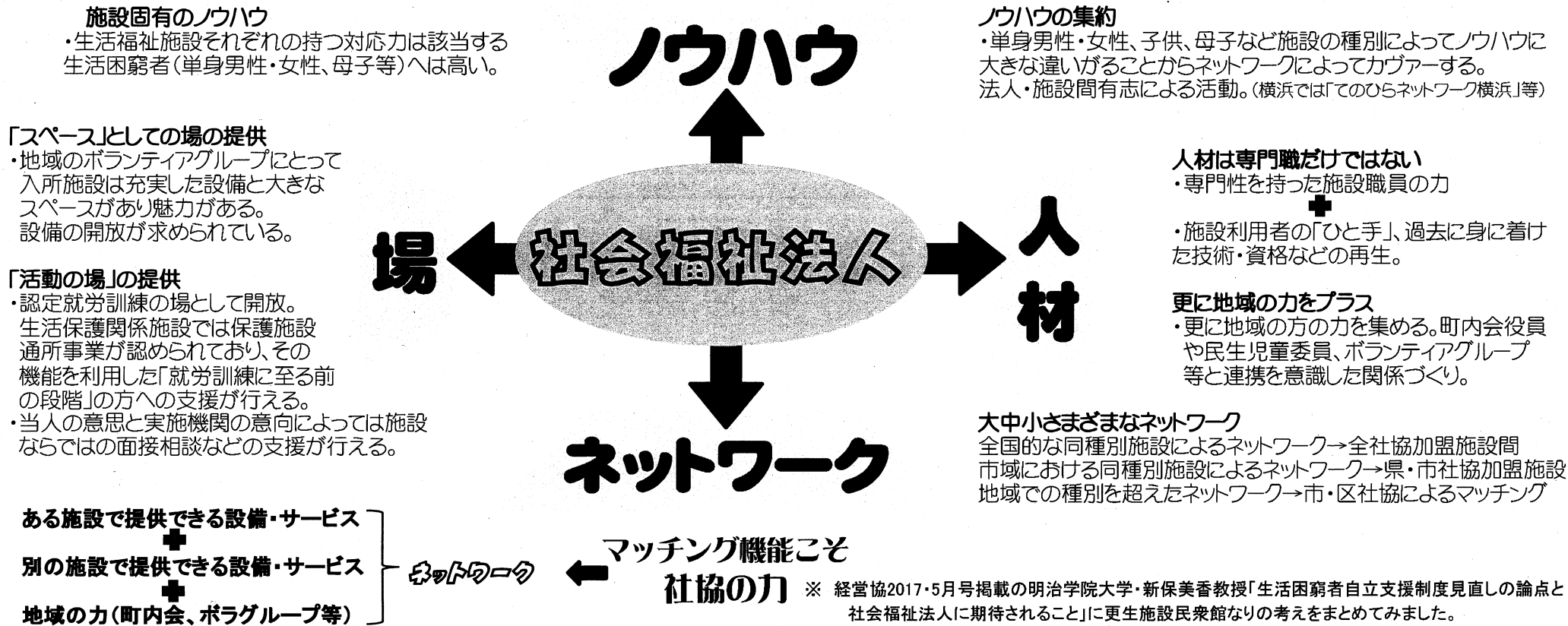
これは安心！



生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理と社会福祉法人の役割

- 生活困窮者自立支援制度の目標
 - 「生活困窮者の自立と尊厳の確保」 ← 法人施設ごとに担う取り組み
 - 「生活困窮者支援を通じた地域づくり」 ← 社会福祉法人がネットワークで担う取り組み

- ◎ 社会福祉法人の役割
 - 厚生労働省から示された社会福祉法人の3つの役割
 - 生活困窮者に対する支援が自立相談支援事業と連携した効果的な支援。 → NPO、他法人との関係など馴染みづらい
 - 取り組んでいる事業分野に限らず広く福祉ニーズに対応すること。 → 専門性が高いほど異分野は苦手
 - 法における支援の枠組みを使って地域づくりや就労支援等に参画。 → 地域(特に町内)との関係が希薄
 - 実は苦手としている社会福祉法人が多い?



※ 経営協2017・5月号掲載の明治学院大学・新保美香教授「生活困窮者自立支援制度見直しの論点と社会福祉法人に期待されること」に更生施設民衆館なりの考えをまとめてみました。

社会福祉法人 横浜愛隣会 更生施設 民衆館

利用者支援 4つの特徴

更生施設は平成29年4月現在、全国に19施設あり、措置機関(県・市)と連携しながら支援を必要とする生活保護者を受け入れ、自立に向けた相談援助を実施しています。そのため基本的なスタンスは同じでも、救護施設に近い施設や就労特化型の施設など多様です。

近年は精神障がいをもつ方、特に人とのコミュニケーションがうまく出来ない方が増えています。地域生活で様々な摩擦を生みやすいため、寄り添う支援の一方で地域の方々に理解していただくことが不可欠であり、職員は多くの時間を関係調整や地域活動に奔走しています。

民衆館においては、精神障がいをもつ方の他、ホームレスからの脱却を目指す方の支援を行っています。

- 「精神障がい者の社会的入院」解消を含め、利用者の多くは自立生活後にも身辺でトラブル抱えることが多いことから、

アフターケア



○ 平成14年度よりOB会を設置。
無償の相談支援に繋ぐ一方で、友人づくりの場を提供。
OBの皆さんの意見から、施設設備の見直しを行い、自立訓練室やパソコン自習室の整備、調理実習等の生活プログラムの実施といった自立後の生活にプラスになる支援につながりました。

○ 平成15年度より保護施設通所事業を実施。
施設OBのみでなく、地域で疎外感を持つ方、情報の少ない方、心身の不調の発見が遅れ長期入院となってしまう方へ、通所による生活の改善を実施。



・平成28年度 OB会4回
OB会参加者数 108件

・OB会以外の相談件数
電話対応件数 84件
訪問来館者数 188名

- 利用者の規則正しい日中活動には定時の施設内作業がかかせないことから、

隙間のないプログラム

○ 低賃金ながら毎日の訓練が可能で、近畿日本ツーリスト㈱の旅行者パンフレット組み立て作業。(多少の閑散期はあるものの1年を通しての作業が可能)

○ 有償ボランティア活動を含め、隙間の無いプログラムを構成。



- 昨今の利用者の傾向としてコミュニケーションに何らかの障が見受けられる方が多いこと、教育機会が得られていない方が多いことも含めて、何らかの自己啓発的なプログラムが必要と考えられることから、

自己啓発



- 心理カウンセラーによる
 - ・年2回の自己啓発講習(マナー講習と称して自身を大切に、そこから他者を思いやる気持ちを高める内容)を実施。
 - ・月2回の希望者面談・グループワークを展開。
- 第三者委員(元大学講師で福祉職出身)による
 - ・第三者委員会と携帯電話での直接相談(それぞれ月1回)
 - ・講演会の開催。(年1回)

・平成28年度
グループワーク10回
計50名参加
個別面談 51名
新年全員個別面談

- ハローワーク等でもパソコンによる検索があるなど、高度情報化社会に合わせ、利用者に基礎的なパソコン操作の必要性を感じるため、

情報化社会への対応

○ パソコン自習室の設置。全居室WiFi化を実施。利用者にパソコンの基本操作をレクチャーするパソコンクラブが活動中。アパート生活へ移行した後の余暇活動の充実にもつながっています。

○ 各ベッドにコンセントを設置し携帯電話・スマホ・パソコン等の充電等に対応。



更生施設 民衆館でのベーシックな1週間

mon.	tue.	wed.	thu.	fri.	sat.	sun.
作業訓練	作業訓練	作業訓練	作業訓練	作業訓練	お休み	
作業訓練	作業訓練	作業訓練 or プログラム	内科診察 作業訓練	作業訓練 or プログラム		

社会福祉法人 横浜愛隣会 更生施設 民衆館

が展開する有償・無償の地域貢献活動

- 民衆館は以前より町内会等と連携があること、地域の高齢化・独居化が目立つことを踏まえ

「我が事・丸ごと」活動

○ 利用者によるボランティア活動を推奨。平成21年度から他法人運営の地域ケアプラザ(横浜市が地域包括支援センターと位置付けている)に利用者「ちょこっとボランティア」として登録。高齢者宅の庭の草刈りや荷物の上げ下ろし、墓掃除等を展開している。平成28年度は年間延べ1,300名を超える利用者が参加した。

○ この活動を本年よりサービスの「夏の手」でも「冬の手」になれる「我が事・丸ごと」活動として更に展開していきたい。

○ 認知症への国民的理解が求められている中、利用者にも「認知症サポーター講習」を受講してもらうべく、地域ケアプラザと相談。地元の啓発グループとケアプラザの協力を受け当館で講習を実施した。その際地域の皆様にも呼びかけ一緒に受講した。



- 総合的な支援には様々な場面での連携が必要と考えられることから、

大小のネットワーク

○ 全国的なネットワーク

・全国厚生事業団体連絡協議会にて「生活困窮者自立支援に向けたネットワーク構築に関する検討特別委員会」を発足。大学教授を招き調査研究と、それに基づくセミナーの開催。全国更宿施設連絡協議会の代表として事例提供。

○ 市域でのネットワーク

・有志施設による「てのひらネットワーク横浜」を立ち上げ。施設で展開している生活困窮者支援の情報交換および相談支援への調整。(睦ハイムとてのひら食堂実施)

○ 区域でのネットワーク

・横浜では区の定例支援調整会議に参加。また包括支援センターとして活動中の地域ケアプラザと連携を図る。
・区社協・ケアプラザの協力と地域のボランティアグループとの連携により7月よりてのひら食堂実施中。



- 生活困窮者自立支援への対応として、

就労訓練事業

○ 横浜市より生活困窮者就労訓練事業の認定を受ける。(H28.7.14)

・当施設のスタンスとして保護施設通所事業のプログラムを活かした就労訓練前の段階の支援と位置づけ、規則正しい生活リズムの再構築と、低賃金ながら定期的な作業と有償・無償のボランティア体験をしていただき社会の一員としての喜びを感じていただける場を提供することを提案し、認可いただく。
・事業を始めるにあたり、生活困窮者対応として交通費・昼食代は法人負担とする。
・初年度は3名の受け入れとする。

○ 横浜市就労訓練事業支援センターとのネットワーク

・市認定のNPO法人「ユースポート横浜」との綿密な連携により、市担当を交えてのカンファレンスを実施。

○ 実績

・H29・3月1名が訓練終了。H29・4月より1名が訓練開始。7月に次のステップへ。
・新たにH29・7月より1名が訓練開始。

戸塚区の取組

【事業概要】

事業名：社会福祉法人と地域つながる連絡会（H27年4月始動）

目的：地域と最良のパートナーシップを実現し、いつでも連携できるネットワークの構築と「戸塚らしい地域貢献・地域づくりを行う。

内容：○「地域の課題は地域で解決する」＝ワンストップサービスの実現

○困りごとを抱えた「ひとり」のために動くことができる民間組織の強みを生かした、制度や市場原理では満たされないニーズへの対応

○区内社会福祉法人・施設による分野を越えたネットワークの構築と取組
＝地域福祉型社会福祉法人連合体の確立

重要な視点：より良い地域づくりを行うためののぞましいパートナーシップを実現するため、地域住民や地域の多様な機関と相互の状況や考えを理解し、**お互いのリソースを出しあってできることを柔軟に考える場を設け、地域の現状やニーズに基づいた取組を行う。**

<地域住民・他機関との意見交換>

- ・地区社協との意見交換会（年1回実施、H29年度は3回目を実施予定）
- ・地域ケアプラザ5職種との意見交換会（年1回実施、平成29年度は2回目を実施予定）
- ・地元民間企業との意見交換会（平成30年度実施予定）

【取組事例】

個別ニーズへの対応（一部抜粋）

身近な相談窓口である地域の民生委員・児童委員、地区社協、地域ケアプラザ、区社協等からの既存の制度や社会資源等で対応できない案件に関する相談に対し、各施設で個別対応。

○車両の無償提供

住民ニーズが多かった外出や移動全般への問題解決に因應するため、社会福祉法人・施設が所有している車両と運転手を無償提供。

- ・病院への送迎
- ・施設の設備（入浴設備、美容院等）を利用する際の送迎

○入浴設備の無償提供

支援の対象を施設の利用者に限らず、地域住民のニーズに因應入浴設備を提供。多様な入浴設備があるため、当事者に適した入浴方法の提案や介助を行う。

- ・肌が敏感なために一般的な入浴が難しい地域住民への入浴設備の提供と介助。
- ・怪我のため1ヶ月清拭だけで過ごしていた高齢者へ入浴設備の提供と介助。移動手段として車イスの貸出も行う。

○庭木の伐採（無償）

高齢者世帯の庭木の伐採。伐採した木の処分費用は高額なため、施設へ持ち帰り暖炉の薪として加工し活用。

集いの場の設置

身近な場所で住民同士が交流を図れるよう、地域住民と協議を重ねながら施設のフリースペースや地域交流室を活用し集いの場を開設。

○「地域のつどいカフェ」開催

特養の施設のテラスや地域交流室を活用し、多世代交流のサロンを地域住民（自治会・民児協等）とともに企画・実施。当日は、自治会長をはじめ民生委員 2 名も相談対応含めスタッフとして参加。

○「子どもの居場所」開設

子どもや保護者、住民のために特養の施設内にフリースペースを常設し開放。また、地域住民や子育て支援者向けの講座や勉強会も施設内で実施している。

○福祉教育をきっかけとした「施設開放」

小学校での福祉教育事業への協力をきっかけに、小学生がいつでも特養の施設を「居場所」として利用できるよう常時施設を開放。

24 時間運営している利点を活かし夜間でも駆け込めるようになっている。



区域で取り組む体制づくり ※予定含む

○障害者雇用促進を目的とした取組

社会福祉施設の屋上を無償提供※し、民間企業が障害者を雇用し太陽光パネルを設置。働く場の提供だけではなく、企業への障害理解促進にもつながっている。

※社会福祉法人の施設は、屋上の場所を無償提供するだけで、発生した電力については民間企業が売電し利益を得る。その利益を企業が障害者雇用に充当し雇用の場の創出を図る仕組み。

なお、災害等で施設の電力が停止した際には、太陽光発電から一部施設へ供給してもらえる。

※モデルで既にも実施済み。区域に展開するため 7 月のつながる連絡会で事例報告・説明予定。

○地域（自治会）×社会福祉法人（ALL とつか）×地元企業による連携した日常の買物支援

住民一人ひとりの困りごとを地域課題と捉え、社会福祉法人と企業が連携して、相互の得意分野を活かした支援体制を構築。

①複数の社会福祉法人がチームになって支援する買物ツアーの実施（8 月～実施予定）

一人の買物難民が発生した集合住宅団地（自治会）でアンケート調査を実施、同様に多数の買物難民がいることがわかったことから、短期取組として複数の社会福祉法人・施設がチームを結成し無償で車両と運転手を提供する買物ツアーを実施予定。（現在 4 つの施設が協力について承諾）

※一施設・法人が支援をするのではなく、**複数施設・法人が連携して支援をする**ことで、小規模法人でも地域貢献の可能性を上げることができるだけでなく、本来業務で対応が難しい場合にチーム内で調整することができ、住民へ掛かる迷惑を抑えることができる。

※同時に進めている民間企業による移動販売車による買物支援の体制（②参照）が完成した後は、再度住民調査を行い継続の必要性について検討予定。食品等の生活必需品からファッション分野への買物支援移行もあり。

②地元民間企業による出張販売の実施（8 月～実施予定）と移動販売車の誘致

移動販売車の誘致前に、集合住宅団地内の集会所を利用した企業による出張販売を実施予定（8 月～）。その結果等を踏まえ、企業側が移動販売車運行へと可能性を上げる。

※企業側の採算性の問題や地域アセスメント等の分析から、本案件をきっかけに区域を対象に事業展開を図れるよう企業と交渉中。

○社会福祉法人と民間企業の連携による基金の設立（H29 年度以降実施予定）

生活困窮者問題や制度の狭間にある課題の解決に取り組む団体等に対する、安定した活動資金の助成（ふれあい助成金や地福計画推進の補助金対象外の活動に対する支援）のための基金を設立。

社会福祉法人・施設による 「つながるサポート隊」(仮称)イメージ図

